

## みやぎ教育旅行バス助成金交付要綱（国外校向け）

### （趣旨）

第1 県では、教育旅行が有する将来を含めた交流人口拡大効果の重要性に鑑み、海外からの教育旅行の更なる誘致を促進するため、教育旅行を実施する海外の学校に対し、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で、みやぎ教育旅行バス助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

### （助成金の交付対象者）

第2 助成金の交付対象者（以下「助成金交付対象者」という。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に相当する海外の学校（以下「学校」という。）とする。

### （助成対象となる教育旅行）

第3 助成対象となる教育旅行は、次に掲げる（1）～（3）の要件を全て満たすものとする。

（1）宮城県内に1泊以上宿泊すること。

（2）宮城県内の観光施設を1か所以上訪問すること（学習、体験、食事、30分程度の時間が確保されている買い物等を伴う訪問に限る。）。

（3）国内向け宮城県教育旅行ガイドブック（web版を含む。）中の、震災・防災・減災学習に該当すると県が認めるものを1か所以上訪問すること。

2 前項各号に規定する要件を満たす旅行であっても、次のいずれかに該当するものは、助成対象外とする。

（1）学校の教員、保護者等のみを対象とした旅行

（2）その他知事が助成対象として適切でないと判断した旅行

### （助成内容及び助成金額）

第4 県は、助成金交付対象者が第3に規定する助成対象となる教育旅行を実施する場合に、その移動に要するバス借上げ経費の一部に対して、予算の範囲内で、バス1台当たり70,000円を助成する。ただし、バス1台当たりの借上料が70,000円に満たない場合は、実費支給とする。

2 交付上限額は、700,000円とする。

### （助成対象バス）

第5 助成の対象となるバスは、一般貸切旅客自動車運送事業の経営の許可を受けた事業所のバスとする。

### （交付申請）

第6 規則第3条第1項の規定による交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、助成金交付対象者のうち助成金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、別に定める日までに宮城県経済商工観光部観光戦略課に提出するものとする。

- 2 前項の交付申請書に添付しなければならない書類は、以下のとおりとする。
  - (1) 旅行行程表及び企画書（旅行行程、旅行サービスの内容、旅行代金及びその他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面）
  - (2) バス経費の見積書の写し（バス会社又は旅行会社が発行したものに限る。）
  - (3) 学校の概要が分かる資料（ホームページの写し、パンフレット等）
  - (4) その他知事が必要と定める書類
- 3 みやぎ電子申請サービスを使用する方法により行われた交付申請については、前2項に規定する方法により行われたものとみなす。

（交付決定）

第7 県は、助成金の交付申請があった場合には、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、助成金の交付を決定する。

（変更申請）

第8 申請者は、旅行内容を変更し、又は申請を取り消す場合は、速やかに変更又は取消承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（実施報告）

第9 規則第12条第1項の規定による実績報告書は、様式第3号によるものし、申請者は、事業完了後、30日以内に知事に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書に添付しなければならない書類は、以下のとおりとする。
  - (1) 実際に催行された旅行行程表
  - (2) その他知事が必要と定める書類
- 3 みやぎ電子申請サービスを使用する方法により行われた実績報告については、前2項に規定する方法により行われたものとみなす。

（助成金の交付）

第10 知事は、第9の実績報告が適当と認めたときは、助成金の額を確定して申請者に通知する。

- 2 助成金は、前項の通知後、交付するものとする。
- 3 前項の規定による助成金の交付は、交付申請書（様式第1号）記載の口座への振込により行うが、その際の振込手数料は申請者の負担（県の取引金融機関所定の振込手数料を差し引いた金額を送金）とする。

（助成金の経理等）

第11 申請者は、助成金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を交付申請日から5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12 知事は、助成金の交付決定後に、申請又は報告の内容に虚偽が認められ不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が支払われているときは、申請者は、当該取消しに係る助成金を速やかに返還しなければならないものとする。

(事業の終了)

第13 助成金の交付決定額が予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。ただし、交付決定を受けた者が、旅行内容を変更し、又は中止した場合は、この限りでない。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、本助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年5月7日から施行し、令和6年度予算に係る助成金から適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該助成金に係る予算が成立した場合に、当該助成金にも適用する。